

「杉田玄白賞」応募に関するQ & A

<よくあるお問合せ>

Q1. 杉田玄白賞の申請は、郵送でなくメールでの送付も受付してもらえるか？

A1. 杉田玄白賞は書類審査を行っています。このことから、論文や審査に有用と考えられる資料が添付されていしないと、適切な審査ができません。添付資料については、各10部をご用意いただいているため、メールのみの受付は行っていません。
ただし、顔写真データのみ、メールで送っていただくことが可能です。

Q2. 申請書も10部必要か？

A2. 申請書は1部のみで、研究等の添付資料は必ず10部送付をお願いします。

Q3. 「様式1」に記載する連絡先は使用するのか。

A3. 次の場合、「様式1」に記載された連絡先にご連絡いたします。

- ・応募書類が届いた際に、記載されたメールアドレスに受け付けしましたことをお知らせいたします。
(特に、応募書類到着の確認をご希望される場合以外は、締切日以降に応募者全員の方に同時にお知らせします)
- ・審査委員会後(当日中)、受賞をご連絡する際、記載された携帯番号に連絡いたします。
(審査委員会の日程等は応募者の方にはご連絡いたします)

Q4. 「様式7」に研究業績等一覧があるが、著書を発行していない場合はどうしたら良いのか？

A4. 「様式7」は参考様式となります。記載しやすい方法でご記入ください。なお、特に応募された研究の主題に関わる学会発表や学術論文については、漏れなく記載いただきますようお願いいたします。(記載漏れがありますと、審査に影響が出る場合があります)

Q5. 「様式8」に推薦書があるが、必ず推薦がなければいけないのか？

A5. 推薦は必ずしも、必要ありません。

※推薦がない場合は、様式 8 の提出は必要ありません。

（過去には推薦なしで、受賞されている方もいらっしゃいます。）

Q6. 推薦をお願いしたい方が長期不在のため、推薦書を書いてもらえない。提出が遅れても問題ないか？

A6. 原則、期日厳守をお願いします。どうしても間に合わない場合は、申請書は先に（期日まで）に提出していただき、推薦書のみ追加で提出してもらうことで対応いたします。（間に合わない場合でも、審査の関係上、早めにご提出ください）

Q7. 推薦に際し、細かな規定はあるのか？また、推薦者は複数でもよいか？

A7. 特に細かな規定は設けていません。

ただし、杉田玄白賞審査委員は推薦者となることはできません。

Q8. 研究資料（出版した本等）について、審査後は返却してもらいたい。

A8. 提出いただいた資料は返却しておりません。

※出版物の場合、書籍原本でなくても、その内容が印刷された物でも大丈夫です。（審査委員が読みやすいように印刷をお願いします。）

※DVD 等の映像資料の場合、装丁された成果品でなく、DVD-R 等にコピーされたものなど内容が確認できる物であれば大丈夫です。

☆その他、気になることがありましたら下記お問合せ先までご連絡ください。

【お問合せ先】

〒917-8585

小浜市大手町6-3

小浜市経済産業部文化観光課

TEL 0770-64-6019（直通）

FAX 0770-52-1401

E-Mail rekishi@city.obama.lg.jp